

平成 25 年 3 月 25 日

KYB株式会社

(登記社名 カヤバ工業株式会社)

代表取締役社長執行役員 白井 政夫



新設分割に係る事前開示書面

(会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

カヤバ工業株式会社（以下「当社」）は、平成 25 年 1 月 29 日開催の当社取締役会の承認を経て、新設分割の方法によって設立する会社（商号をKYBモーターサイクルサスペンション株式会社とし、以下「新設会社」）に、当社の二輪車等（ATV、スノーモービル等を含みます）の車両向け緩衝器等の機器及びそれらの装置、部品、付属品に係る事業（営業・調達を除く）に関する権利義務を承継させること（以下「本件新設分割」）といたしました。

本件新設分割に関する事項は、次のとおりです。

記

1. 新設分割計画書の内容（会社法第 803 条第 1 項）
別紙「新設分割計画書」のとおりです。
2. 新設分割の対価に関する定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 1 号）
 - (1) 交付する株式数の相当性に関する事項
新設会社は、本件新設分割に際して新たに株式を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。
新設会社が発行する株式数につきましては、新設会社が承継する資産等の事情を考慮した結果、普通株式 10,000,000 株といたしました。
なお、交付株式数につきましては、本件新設分割は分割型新設分割ではなく、また新設会社の株式の全てが当社に割当てられることから、これを任意に定めることができるものと認められ、相当であると判断しております。
 - (2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項
当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、分割計画書第 8 条記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断し

ております。

3. 当社について最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与えた事象の内容に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 6 号）
該当すべき事項はありません。

4. 本件新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び新設会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 205 条第 7 号）

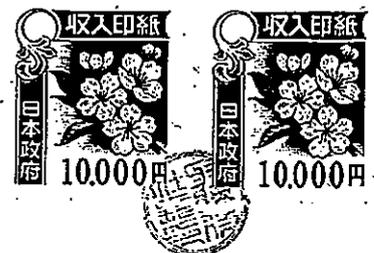
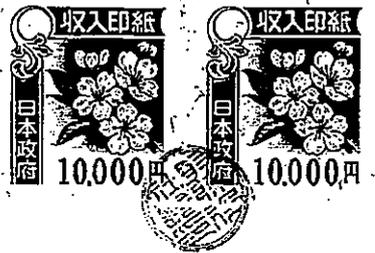
(1) 当社の債務の履行の見込みに関する事項

- ① 平成 24 年 12 月末日現在の当社の資産の額及び負債の額はそれぞれ金 222,739 百万円及び金 143,718 百万円であり、本件新設分割が効力を生ずる日以後においても資産の額が負債の額を大幅に上回ることが見込まれます。従って、本件新設分割が効力を生ずる日以降における当社の債務履行の見込みは十分にあると判断しております。
- ② 本件新設分割後における当社の収益状況について、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。
- ③ 以上のとおりですので、本件新設分割によっても、当社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

(2) 新設会社の債務の履行の見込みに関する事項

- ① 本件新設分割において当社から新設会社への承継の対象となる資産及び負債の平成 24 年 11 月末日現在の額は、それぞれ金 2,257 百万円及び金 334 百万円であり、今後、本件新設分割が効力を生ずる日までの変動を考慮しても、本件新設分割後の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。また、当社から新設会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとしたします。
- ② 本件新設分割後における新設会社の収益状況について、新設会社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。
- ③ 以上のとおりですので、本件新設分割によっても、新設会社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

以上



新設分割計画書

カヤバ工業株式会社（以下「当社」という。）は、新設分割の方法によって設立する会社（KYBモーターサイクルサスペンション株式会社 英文表示は、KYB Motorcycle Suspension Co., Ltd.とする。以下「新設会社」という。）に、当社が本件事業（第1条に定義されるものをいう。）に関して有する権利義務を承継させること（以下「本件分割」という。）に関し、以下のとおり分割計画書（以下「本分割計画書」という。）を作成する。

第1条（本件事業の内容）

本分割計画書において、「本件事業」とは、当社の二輪車等（ATV、スノーモービル等を含む。）の車両向け緩衝器等の機器及びそれらの装置、部品、付属品に係る事業（営業、調達を除く）をいう。

第2条（新設会社の本店の所在地及び定款記載事項）

新設会社の本店所在地、目的、商号、発行可能株式総数及びその他新設会社の定款で定めるべき事項は、別添1「KYBモーターサイクルサスペンション株式会社定款」記載のとおりとする。なお、新設会社の本店所在地は、岐阜県可児市土田2548番地とする。

第3条（新設会社の成立の日）

新設会社の成立の日（以下「本件分割期日」という。）は、平成25年7月1日とする。但し、手続きの進行に応じ必要あるときは、当社の代表取締役が、これを変更することができる。

第4条（前提条件）

本件分割は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）、各国における競争法その他類似の法律上適用される待機期間が経過しており、かつ、公正取引委員会及び各国の競争法当局により、当該法令等に基づく排除措置命令の発令若しくは排除措置命令に係る手続の係属（事前通知の送付若しくは独占禁止法第10条第9項に定める報告等を要請する文書の送付を含む。）又はこれらに類する本件分

割の実行を妨げる法的措置又は手続きがとられていないこと（待機期間が経過していることを含む。）をその実行の条件とする。

第5条（新設会社の設立時取締役・設立時監査役の氏名）

(1) 設立時取締役

埴 伸道

田中 章義

小川 尋史

(2) 設立時監査役

生形 春樹

第6条（承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務に関する事項）

新設会社が当社から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務は、別添2「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、本件分割により、当社から新設会社に承継される債務の全てについて、新設会社が免責的に債務引受を行うものとする。

第7条（本件分割に際して発行する株式の種類及び数並びに株式の割当に関する事項）

新設会社は本件分割に際して普通株式 10,000,000 株を発行し、その全てを当社に割り当てる。

第8条（新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新設会社の設立の際における資本金の額及び準備金の額は以下のとおりとする。

(1) 資本金

4億円

(2) 資本準備金

会社計算規則第 49 条第 1 項に定める株主資本等変動額から上記資本金を控除した額

(3) その他資本剰余金

0 円

第 9 条 (条件の変更及び中止)

本分割計画書の作成後本件分割期日までの間に、天災地変その他の事由により、本件事業に重大な変動が生じたとき、又は第 4 条に定める前提条件が充足されなかったときは、当社は、必要に応じて本分割計画書を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第 10 条 (規定外事項)

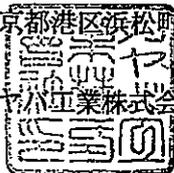
本分割計画書に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、当社がこれを決定することができる。

以上

平成 25 年 1 月 29 日

東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号 世界貿易センタービル

カヤハ工業株式会社



代表取締役社長執行役員 白井 政夫



KYBモーターサイクルサスペンション株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、KYBモーターサイクルサスペンション株式会社と称し、英文ではKYB Motorcycle Suspension Co., Ltd.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 二輪車等（ATV、スノーモービル等を含む。）の車両向け緩衝器等の機器及びそれらの装置、部品、付属品の開発・製造・販売
2. 二輪車等（ATV、スノーモービル等を含む。）の車両向け緩衝器等の機器及びそれらの装置、部品、付属品の開発・製造に関する他社支援
3. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岐阜県可児市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 譲渡による当社の株式の取得については、譲渡者である株主又は取得者は取締

役会の承認を受けなければならない。

(株式取扱規則)

第 8 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 9 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 1 0 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

(議 長)

第 1 1 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

第 1 2 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、株主の議決権の 4 分の 3 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 4 分の 3 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 1 3 条 当会社の取締役は、6 名以内とする。

(選任方法)

第14条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の4分の3以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第15条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第16条 取締役会は、その決議によって代表取締役を1名選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役社長及び取締役副社長を各1名定めることができる。
- 3 取締役社長は、当会社を代表する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第17条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、当会社の取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 当会社の取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第18条 取締役会の招集通知は、会日の7日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議方法)

第19条 取締役会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の4分の3以上が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

- 2 取締役会の決議につき特別の利害関係のある取締役は、議決権を行使することができない。この場合、その取締役の数は前項の取締役の数に算入しない。

(取締役会の決議の省略)

第20条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第21条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(社外取締役の責任制限)

第24条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査役

(員 数)

第25条 当社の監査役は、1名とする。

(選 任 方 法)

第26条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の4分の3以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠で選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了すべき時までとする。

(監査範囲)

第28条 当社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定しない。

(報酬等)

第29条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の実任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(社外監査役の実任制限)

第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第33条 剰余金の配当は、毎年3月31日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

(中間配当)

第34条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第36条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成26年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第37条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上

承継権利義務明細表

新設会社の成立の日において、新設会社が本件分割により当社から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務については次に定めるとおりとし、これらのうち、資産及び負債の額については、平成24年11月末日現在の貸借対照表を基礎とし、これに本件分割期日の前日までの増減を加味した上で確定する。

但し、本件分割期日以前に当社が行っていた本件事業より生じた一切の潜在債務及び偶発債務並びにそれらに付随する一切の義務（債務不履行、不法行為、製造物責任、環境責任、瑕疵担保責任、品質保証責任、製品回収責任、設計責任等にもとづき発生した損害賠償債務を含むが、これに限らない。）は当社が一切の責任を負うものであり、新設会社に一切承継しない。

1. 資産

本件分割期日において当社が本件事業に関して所有する以下の資産

- ① 製品
- ② 仕掛品
- ③ 原材料・貯蔵品
- ④ 有償支給未収入金
- ⑤ 機械装置
- ⑥ 車両運搬具
- ⑦ 工具
- ⑧ 器具備品
- ⑨ リース資産
- ⑩ 建設仮勘定
- ⑪ 繰延税金資産

2. 負債

本件分割期日において当社が本件事業に関して負担する以下の負債

- ① リース債務
- ② 未払金（リース消費税）
- ③ 未払費用
- ④ 賞与引当金
- ⑤ 資産除去債務
- ⑥ 繰延税金負債

3. 雇用契約

本件事業に従事する全ての従業員（契約従業員、パート従業員及び臨時従業員を含む）の労働契約は新設会社に承継しない。

4. 権利義務

本件事業の開発、製造（メンテナンス含む）等に関する契約で定められた当社の権利義務

5. 許認可等

当社が本件事業に関して取得している一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継可能なもの。

以上

